

八世紀における戸主の任用と年齢秩序 —大宝二年御野国加毛郡半布里戸籍の検討—

田 中 禎 昭

はじめに

正倉院に伝わる八世紀の戸籍・計帳については、膨大な研究が蓄積されている。周知のとおり、戸の歴史的な性格については、これまで古代家族の実態を反映するとみる学説（戸実態説）と国家の人為的編成（編戸）による擬制とみる学説（編戸説）が鋭く対立してきた。その長い論争の過程で戸籍の史料批判が進み、国家による編戸の目的と方法についての認識が深められてきたといえよう⁽¹⁾。

そうした中、高群逸枝の研究⁽²⁾を継承・発展させた関口裕子⁽³⁾に始まる古代女性史・家族史研究は、母系的血縁紐帯を有する「母子+夫」の小家族が双方制的に結合した親族により、古代の地域社会が構成されている事実を明らかにした。確かに日本古代の戸は、郷戸も房戸もすべて戸主父系親族による構成を基本としている。しかしそれは、国家が中国の父系的な戸＝「家」を地域社会に導入することで人為的に形成した編戸の所産であり⁽⁴⁾、実態家族とはいえないと理解されるようになったのである。この学説の潮流は、今日、父系擬制説と呼ばれている⁽⁵⁾。

ところが、近年、今津勝紀は、戸籍の中で最も遺存状況が良く信頼度の高い大宝二年（702）御野国加毛郡半布里戸籍（以下、半布里戸籍）を人口統計学的方法により分析し、戸籍から婚姻と家族の実態を解明する研究を発表した。今津によれば、日本古代の戸は、戸主層における父系直系化の進展と一般戸口における双方的親族関係の展開という、柔軟な二重構造を有する家族として定義できるという⁽⁶⁾。これは、父系直系家族論に基づく新たなタイプ

の戸実態説の主張といえ、「母子+夫」の小家族論に基づく戸の父系擬制説とは真っ向から対立する見解となっている。

一方、筆者は、養老五年（721）下総国葛飾郡大嶋郷戸籍（以下、大嶋郷戸籍）の統計学的分析を通して、戸主のもとでの父系直系化の実態は析出できない事実を指摘してきた。すなわち、戸は家族の実態を反映するものではなく、やはり国家による父系的な擬制の所産とみる学説が適切であると論じたのである。しかし同時に、編戸は編戸説・父系擬制説が説く実態的小家族の可塑的な分離接合によって実現したものでもなく、それは最高齢長老男女を頂点とする古代村落の年齢組織＝年齢秩序に基づき、世代と年齢を考慮した年長順の戸主の割り当てと国家による上からの父系親族の組織化という方法で規則的に行われたと主張した⁽⁷⁾。しかし、筆者の考察は大嶋郷戸籍の検討が中心で、今津が対象とした半布里戸籍については十分な検討ができなかった。そこで本稿では、改めて半布里戸籍に焦点を絞り、同戸籍においても大嶋郷戸籍と同様に年齢原理に基づく特徴的な編戸が行われていた事実を明らかにする。

なお、半布里戸籍における戸主の地位継承システム⁽⁸⁾、および女性と子ども編戸形態⁽⁹⁾については別稿で論じているので、合わせて参照されたい。したがって本論では、特に年齢原理に基づく戸主の任用と男性戸口の編戸方法・手続きに焦点を絞り、編戸がいかに行われたのか、検討を試みる。

I 戸主の任用原則

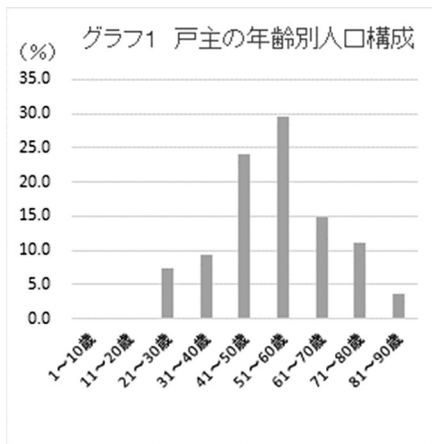
半布里戸籍における戸主の任用は、41歳以上の長老男性⁽¹⁰⁾を優先し高齢者から年長順に任用している事実がある。それについては、大嶋郷戸籍との比較を通して前稿ですでに確認済みであるが⁽¹¹⁾、半布里戸籍の男性に対する編戸の方法を解明する以下の行論に必要なので、新たな分析結果を加え論点を整理しておきたい。

表1・グラフ1は、半布里戸籍にみえる奴を除く男性の10歳年齢階級別人口を集計したものである。これによれば、戸主全体の83.3%を41歳以上の長老男性が占め、40歳以下の若年戸主は全体の16.7%にとどまっている。この

ことは、戸主の任用にあたり 41 歳以上の長老男性を優先する編戸原則が、大嶋郷戸籍と同様に半布里戸籍においても存在した事実を明瞭に示している。

表1 戸主の年齢別人口構成

戸主の年齢	人数	%
1～10 歳	0	0.0
11～20 歳	0	0.0
21～30 歳	4	7.4
31～40 歳	5	9.3
41～50 歳	13	24.1
51～60 歳	16	29.6
61～70 歳	8	14.8
71～80 歳	6	11.1
81～90 歳	2	3.7
合計	54	100.0



次に、断簡で確認できる奴を除く半布里全男性について、10 歳年齢階級別に人口をカウントした上で、その中に戸主・戸口・寄人それぞれが占める割合を表 2 とグラフ 2 に表示した。

表 2-1 半布里戸籍の男性年齢別人口 (実数)

年齢	戸主	戸口	寄人	人数
1～10 歳	0	142	20	162
11～20 歳	0	129	16	145
21～30 歳	4	77	13	94
31～40 歳	5	40	5	50
41～50 歳	13	19	6	38
51～60 歳	16	10	5	31
61～70 歳	8	4	1	13
71～80 歳	6	1	0	7
81～90 歳	2	0	0	2
全体	54	422	66	542

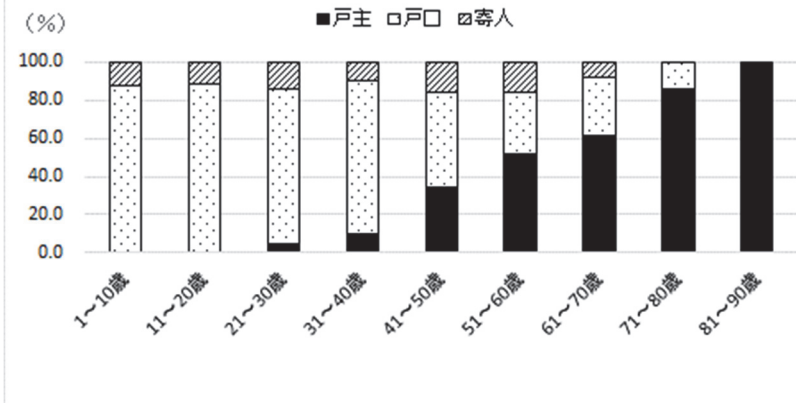
(奴を除く)

表 2-2 半布里戸籍の男性年齢別人口 (%)

年齢	戸主	戸口	寄人	人数
1～10 歳	0.0	87.7	12.3	100.0
11～20 歳	0.0	89.0	11.0	100.0
21～30 歳	4.3	81.9	13.8	100.0
31～40 歳	10.0	80.0	10.0	100.0
41～50 歳	34.2	50.0	15.8	100.0
51～60 歳	51.6	32.3	16.1	100.0
61～70 歳	61.5	30.8	7.7	100.0
71～80 歳	85.7	14.3	0.0	100.0
81～90 歳	100.0	0.0	0.0	100.0
全体	10.0	77.9	12.2	100.0

(奴を除く)

グラフ2 半布里戸籍の男性年齢別人口(%)



これによれば、10歳年齢階級別の戸主分布率は、80歳代100%、70歳代約86%、60歳代約62%、50歳代約52%、40歳代約34%、30歳代10%、20歳代約4%、10歳代以下0%となっており、高齢の世代から順番に戸主が任用されている傾向が確認される。こうした戸主の年齢階級別人口分布の特徴は、戸主の地位継承のあり方の反映であると考えられる。この点に関して要点を整理すると、以下のとおりである。

戸主の地位継承については、これまで「嫡子」を中心とした戸主の直系の男子に優先的に継承されるとする説⁽¹²⁾と、戸主の兄弟を中心にした傍系の男子に優先的に継承されるとする説⁽¹³⁾が対立してきた。しかし、直系継承では絶えず世代交代による若返りが起こるため、戸主の高齢・年長順の年齢構成は成立しないはずである。したがって、戸主の「嫡子」継承説・直系継承説は誤りであり、傍系継承説が正しいといえる。ただし、それは兄弟継承に限定されるものではなく、父系の「同党」(イトコ)を含む年長順の傍系継承であったと考えられる。第一に、戸は父系を中心に戸主の直系卑属と「同党」(イトコ)までの三等親内傍系親族を付貫する原則がある⁽¹⁴⁾。第二に、後述する例外を除き戸内最年長男性を戸主とする編戸原則が存在する⁽¹⁵⁾。これらの点から、「同党」を含む戸において戸主が最年長者であれば、高齢・年

長順の戸主任用の規則性は兄弟だけでなく「同党」を含む傍系継承によってはじめて実現すると考えられるのである。6世紀以後の古代王権においても、兄弟の範囲を超えた同世代の王族による傍系継承（世代内継承）が行われていた事実が指摘されている⁽¹⁶⁾。そこで、王権の世代内継承と類似する8世紀初頭における戸主の地位継承システムについて、本稿では世代内的継承と仮称しておく。半布里戸籍に見られる戸主の年齢階級別人口分布は、世代内的継承原理を前提にして初めて理解できるのである。

しかし一方、半布里戸籍には41歳以上の長老戸主だけではなく、40歳以下の若年戸主も9人見える。また、41歳以上の長老男性は半布里内に91人確認できるが、そのうち戸主は45人（約49%）にすぎず、残りの46人（約51%）は戸口・寄人となっている。若年世代の戸主は、年齢原理の貫徹する古代戸籍において、いかなる編戸プロセスによって発生するのだろうか。また、長老世代優先の戸主任用原則があるにもかかわらず、長老世代の約半数が戸主の地位に就いていないのはなぜなのだろうか。そこでまず、戸主に任用されなかった寄人を除く41歳以上の長老戸口男性34人が所属する戸の事例を個別に検討し、なぜ彼らが戸主とされなかったのか、考えてみたい。

II 長老戸口の諸類型

表3は、41歳以上の長老男性戸口（寄人・奴を除く）34人について、戸主との親族関係および世代関係を表示したものである。戸主と長老男性戸口の間を整理すると、以下のパターンに分類できる。

第一は、41歳以上の長老男性が戸主の父系直系卑属として付貫されているケースである。当人が戸主の「嫡子」か「次」（二男以下の子）の事例がこれに当たる（no.1～7）。たとえば、no.1 金弓50歳は戸主秦人古都86歳の「嫡子」である。この場合、金弓50歳が戸主に任用されなかったのは、戸主の高齢・年長順の任用原則から、まず86歳の古都が戸主となり、次いで父系直系卑属付貫原則から古都の長子・金弓50歳が戸主古都86歳の下に編附されたためである。no.1～no.7の事例のうち最低年齢の戸主はno.2 志比を付貫する縣主族安多65歳であるので、これらはすべて65歳以上という耆老年齢⁽¹⁷⁾

表3 41歳以上男性戸口の事例（寄人を除く）

no.	戸番	戸の 等級	親族関係	姓 名		年齢	年齢区分	注記	戸主姓 名		戸主 年齢	世代区分
1	20	中政戸	戸主嫡子		金呂	50	正丁		秦人	古都	86	戸主子世代
2	22	中政戸	戸主嫡子		志比	41	正丁		縣主族	安多	65	戸主子世代
3	29	中政戸	戸主嫡子		馬手	58	正丁		秦人部	都弥	85	戸主子世代
4	30	中政戸	戸主嫡子		小須	45	正丁		秦人	多麻	80	戸主子世代
5	42	中政戸	戸主嫡子		加良比止	43	兵士		秦人	都々弥	68	戸主子世代
6	29	中政戸	戸主男(次)		小巳里	50	残疾	二耳聾	秦人部	都弥	85	戸主子世代
7	30	中政戸	戸主男(次)		乃伎	41	正丁		秦人	多麻	80	戸主子世代
8	17	中政戸	戸主弟		小目里	43	兵士		秦人	弥蘇	52	戸主同世代
9	2	中政戸	戸主弟		小嶋	44	正丁		縣主族	嶋手	45	戸主同世代
10	7	上政戸	戸主弟		犬麻呂	41	正丁		縣主族	安麻呂	53	戸主同世代
11	16	中政戸	戸主弟		阿手	47	正丁		守部	加佐布	63	戸主同世代
12	16	中政戸	戸主弟		古閑	42	正丁		守部	加佐布	63	戸主同世代
13	17	中政戸	戸主弟		目里	47	正丁		秦人	弥蘇	52	戸主同世代
14	19	上政戸	戸主弟		加太	57	正丁		秦人部	身津	71	戸主同世代
15	24	下政戸	戸主弟		小牧	61	次丁		神人	牧夫	63	戸主同世代
16	26	中政戸	戸主弟		安津	54	正丁		生部	津野麻呂	68	戸主同世代
17	27	中政戸	戸主弟		目伎	48	正丁		秦人	黒當	57	戸主同世代
18	38	中政戸	戸主弟		小麻呂	42	正丁		秦人	甲	50	戸主同世代
19	40	中政戸	戸主弟		林	59	正丁		秦人	山	73	戸主同世代
20	42	中政戸	戸主弟		也呂都	61	次丁		秦人	都々弥	68	戸主同世代
21	44	中政戸	戸主弟		阿手良	53	正丁		不破勝族	金麻呂	62	戸主同世代
22	52	上政戸	戸主弟		諸弟	42	正丁		秦人	桑手	47	戸主同世代
23	32	中政戸	戸主甥		佐加志	58	残疾	一目盲	縣主族	母呂	73	戸主子世代
24	53	中政戸	戸主甥		小人	57	正丁		秦人	阿波	69	戸主子世代
25	53	中政戸	戸主甥		志比	49	正丁		秦人	阿波	69	戸主子世代
26	29	中政戸	戸主同党		堅牛	64	次丁		秦人部	都弥	85	戸主同世代
27	35	中政戸	戸主同党		多都麻呂	47	正丁		縣主族	長安	53	戸主同世代
28	45	中政戸	戸主同党	秦人	所波	45	兵士		秦人	安麻呂	38	戸主同世代
29	51	中政戸	戸主同党	縣主	荒海	59	残疾	久漏	縣主	古麻呂	48	戸主同世代
30	9	上政戸	戸主同党		加比	54	正丁		縣造	吉事	28	戸主同世代
31	6	上政戸	戸主兄		安閑	70	耆老		縣主族	牛麻呂	53	戸主同世代
32	6	上政戸	戸主兄		安都	54	廢疾	一枝廢	縣主族	牛麻呂	53	戸主同世代
33	28	中政戸	戸主兄		多比	73	耆老		秦人	多都	60	戸主同世代
34	37	上政戸	戸主兄		麻忍	45	正丁		秦人	石寸	40	戸主同世代

※戸番は筆者が作成したデータベースに付した戸番号を指す（以下同）。

に近い最高齢老人世代の男性が戸主となっていることがわかる。したがって41歳以上の「嫡子」「次」は、高齢の長老を戸主に優先的に任用し、父系直系卑属の付貫原則に基づいて編戸を行った結果、41歳以上の男性が長老戸主の戸口として現れたケースと考えられる。

第二は、41歳以上の長老男性が戸主の「弟」として付貫されているケースである（no. 8～22）。これらの戸主のうち、最低年齢はno. 9小嶋44歳の「兄」縣主族嶋手45歳、最高年齢はno. 19林59歳の「兄」秦人山73歳である。「弟」を付貫する「兄」＝戸主は、全員、45～73歳という長老世代に属している。したがって第二のケースは、長老世代の男性を戸主に優先的に任用し、戸主の父系中心の三等親内傍系卑属を付貫する原則により、41歳以上で戸主二等親の「弟」が戸口とされた結果であると考えられる。

第三は、41歳以上の長老男性が戸主「甥」として付貫されているケースである（no. 23～25）。当該事例は戸主69歳が2例（no. 24・25）、戸主73歳が1例（no. 23）で、最高齢の耆老世代に属する男性戸主の下にその父系傍系三等親に当たる「甥」が付貫されている。半布里戸籍では、戸主兄弟の息子は、父が在籍中は父の「嫡子」「次」と表記され、父が不在の場合は戸主「甥」と表記される。したがって、当該事例3例は、耆老の男性が優先的にまず戸主に任用され、次いで戸主父系三等親内傍系卑属の付貫原則に基づき、不在の兄弟の子を戸主「甥」として編附したものと考えられる⁽¹⁸⁾。

第四は、41歳以上の男性が戸主の年下の「同党」として付貫されているケースである（no. 26・27）。当該2例の戸主は秦人部都弥85歳（no. 26）・縣主族長安53歳（no. 27）で、高齢・年長戸主にその父系傍系三等親に当たる長老世代の「同党」が付貫されたものである。布村一夫によれば、「同党」は、無姓のものが父の兄弟の息子、有姓のものが父の姉妹の息子か母の兄弟姉妹の息子と考えられている。当該2例は無姓「同党」なので、戸主の父の兄弟の息子と考えて良い。したがって、このケースは、85歳・53歳という長老世代に属する戸内最年長者を優先的に戸主に任用し、戸主の父・伯叔父・兄弟が不在のため、年下の「同党」（戸主父系三等親）が戸口として位置づけられた事例と考えられる。

以上、第一から第四までの類型は、はじめに高齢の戸主を任用し、次にそ

の父系三等親内の直系卑属（「嫡子」「次」と傍系卑属（「弟」・無姓「同党」・無姓「甥」）を戸口として位置づける編戸作業が行われた結果、男性戸口の年齢が41歳以上になってしまった事例といえるだろう。

しかし半布里戸籍には、高齢・年長順の付貫原則だけでは説明のつかないケースも存在する。たとえばno.28～30は、41歳以上の長老男性が戸主よりも年上であるにもかかわらず、戸主「同党」として付貫されている。またno.31～34では、41歳以上の長老男性が戸主より年上の「兄」として付貫されているのである。高齢・年長順の戸主任用原則からすれば、戸内最年長の男性が戸主となるべきであるが、そうっていない。それはなぜか。そこで次節では、no.28～34までの7例を個別に検討し、戸主より年長の「同党」と「兄」が編戸によって生まれる要因について考えてみたい。

Ⅲ 年長「同党」の検討

一 「同党」秦人所波45歳の事例

表4は、戸主「同党」秦人所波45歳（戸番45-6）が戸主秦人安麻呂38歳（戸番45-1）のもとに付貫されている戸の構成を示したものである。秦人所波45歳は、寄人秦人小廣65歳を除けば、戸内最年長男性である。また当該戸は、戸主同世代では兄弟がおらず「同党」のみを付貫している。傍系親族優先の世代内の継承原理に従えば、戸主兄弟不在の場合は、「嫡子」ではなく戸内最年長の「同党」が戸主の継承権を有するはずである。つまり、編戸原則に従えば秦人所波が戸主の地位にふさわしいのであるが、当該戸では38歳で所波の年下の「同党」安麻呂が戸主に任用されているのはなぜだろうか。

この問題を解く手がかりは2つある。一つは、杉本一樹⁽¹⁹⁾が指摘しているように、秦人所波は有姓「同党」で戸主安麻呂の姉妹の息子（交叉イトコ）であったと考えられることである。姓が戸主の父系親族によって継承されている事実からわかるように、戸主の地位は父系親族によって継承されるのが編戸の原則である。したがって「同党」による戸主の継承は男系の「同党」（父系平行イトコ）に限られていたと考えられ、女系の「同党」（交叉イトコ）である所波は、初めから戸主の継承候補から外されていたのではないだろう

表4 秦人安麻呂の戸

戸番	no.	戸の等級	親族呼称	姓 名		性別	年齢	年齢区分	世代区分
45	1	中政戸	戸主	秦人	安麻呂	男	38	正丁	戸主同世代
45	2	中政戸	嫡子		久毛方	男	15	小子	戸主子世代
45	3	中政戸	次		阿弥方	男	14	小子	戸主子世代
45	4	中政戸	次		伴足	男	5	小子	戸主子世代
45	5	中政戸	次		小足	男	1	緑児	戸主子世代
45	6	中政戸	同党	秦人	所波	男	45	兵士	戸主同世代
45	7	中政戸	嫡子		掠手	男	20	少丁	戸主子世代
45	8	中政戸	次		高嶋	男	13	小子	戸主子世代
45	9	中政戸	次		真須	男	11	小子	戸主子世代
45	10	中政戸	次		赤麻呂	男	4	小子	戸主子世代
45	11	中政戸	所波同党		金椅	男	17	少丁	戸主同世代
45	12	中政戸	所波甥		乃伎	男	18	少丁	戸主子世代
45	13	中政戸	寄人	秦人	小廣	男	65	次丁	寄人同世代
45	14	中政戸	嫡子		阿手良	男	30	正丁	寄人子世代
45	15	中政戸	次		所乃麻呂	男	15	小子	寄人子世代
45	16	中政戸	阿手良子		世乎	男	2	緑児	寄人孫世代
45	17	中政戸	母	秦人	久波賣	女	62	次女	戸主親世代
45	18	中政戸	児		古賣	女	34	正女	戸主同世代
45	19	中政戸	児	生部	意志賣	女	4	小女	戸主子世代
45	20	中政戸	妻	秦人	稻依賣	女	34	正女	戸主同世代
45	21	中政戸	児		古賣	女	10	小女	戸主子世代
45	22	中政戸	次		津賣	女	9	小女	戸主子世代
45	23	中政戸	次		黒太賣	女	1	緑女	戸主子世代
45	24	中政戸	所波妻	秦人	刀弥賣	女	42	正女	戸主同世代
45	25	中政戸	児		加久佐賣	女	14	小女	戸主子世代
45	26	中政戸	次		古賣	女	8	小女	戸主子世代
45	27	中政戸	次		糠賣	女	3	緑女	戸主子世代
45	28	中政戸	所波姪		足奈賣	女	20	少女	戸主子世代
45	29	中政戸	児	秦人	大賣	女	4	小女	戸主孫世代
45	30	中政戸	足奈賣弟		小志祁賣	女	19	少女	戸主子世代
45	31	中政戸	次		金椅賣	女	17	少女	戸主子世代
45	32	中政戸	小廣妻	秦人	古賣	女	57	正女	寄人同世代
45	33	中政戸	児		知依賣	女	23	正女	寄人子世代
45	34	中政戸	次		小依賣	女	19	少女	寄人子世代
45	35	中政戸	小廣妹		都賣	女	33	正女	寄人同世代
45	36	中政戸	阿手良子		廣賣	男	5	小女	寄人孫世代

か⁽²⁰⁾。

第二の手がかりは、所波に注記された「兵士」という記載にある。すなわち、所波は兵士として就役中であったため、戸主として戸を統括することが困難と判断され、所波に次ぐ年長者で38歳という40歳に近い年齢であった安麻呂が戸主に任用されたのではないだろうか。ちなみに半布里戸籍54戸中、戸主が兵士とされている事例は戸番21の戸主・秦人身麻呂32歳1例のみで、半布里戸籍において兵士は戸主以外の成人男性から徴発するのが原則であったと考えられる⁽²¹⁾。戸主兼兵士・秦人身麻呂のケースは半布里戸籍における編戸の例外的ケースといえるもので、それは次に述べる身麻呂の戸の特殊性によって理解することができよう。

表5は戸主兼兵士秦人身麻呂の戸の構成を示したものであるが、当該戸に

表5 秦人身麻呂の戸

戸番	no.	戸の等級	親族呼称	姓 名		性別	年齢	年齢区分	世代区分
21	1	下政戸	戸主	秦人	身麻呂	男	32	兵士	戸主同世代
21	2	下政戸	嫡子		高屋	男	11	小子	戸主子世代
21	3	下政戸	次		高目	男	8	小子	戸主子世代
21	4	下政戸	次		吉事	男	4	小子	戸主子世代
21	5	下政戸	弟		古麻呂	男	22	正丁	戸主同世代
21	6	下政戸	寄人	秦人	飯手	男	19	少丁	寄人同世代
21	7	下政戸	寄人	秦人	太利	男	36	正丁	寄人同世代
21	8	下政戸	妻	秦人	刀自賣	女	28	正女	戸主同世代
21	9	下政戸	児		玉虫賣	女	7	小女	戸主子世代
21	10	下政戸	次		意布波賣	女	1	緑女	戸主子世代
21	11	下政戸	古麻呂妻	秦人	多利賣	女	23	正女	戸主同世代
21	12	下政戸	太利妹		汗屋賣	女	39	正女	寄人同世代
21	13	下政戸	児	秦人	都賣	女	14	小女	寄人子世代
21	14	下政戸	次		糠賣	女	5	小女	寄人子世代
21	15	下政戸	次		小糠賣	女	5	小女	寄人子世代

付貫されている男性7人の年齢を見ると全員 40 歳以下となっており、戸主にふさわしい 41 歳以上の男性親族はひとりもない。それだけではなく、この戸には 41 歳以上の女性もないのである。半布里戸籍中、40 歳以下で構成されている戸は当該戸が唯一である。すでに指摘したように、若年戸主に対しては、「母」や「姑」などかならず長老女性を 1 人同籍し戸主を後見させるのが原則である⁽²²⁾。この点を勘案すると、身麻呂の戸は、41 歳以上の長老が各戸に付貫され尽くした後に、残された余りの若年男女を寄せ集め、1 戸としたものではないだろうか。したがって、身麻呂のケースは編戸の特殊事例といえ、半布里戸籍の編戸では兵士を戸主に任用しない原則が確認されるのである。

以上の考察から、秦人所波が戸主に任用されなかった理由は、戸主の女系親族であるために戸主の継承権が当初から存在せず、それゆえに兵士として選抜されたことによると考えられる。また、身麻呂のケースとは異なり、戸主・安麻呂には「母」秦人久波賣 62 歳（戸番 45-17）がおり、そのことも安麻呂の戸主任用を後押しした一因になったと考えられる。

二 「同党」縣主荒海 59 歳の事例

戸主縣主古麻呂 48 歳（戸番 51-1）は、「同党」縣主荒海 59 歳（戸番 51-9）より年下にもかかわらず、戸主に任用されていた。次にこのケースについて検討する。縣主荒海の戸の構成を示したものが表 6 である。

表 6 を見てわかるように、縣主荒海は戸主と同姓であるが、秦人所波と同じく有姓「同党」であった。したがって荒海は戸主女系の「同党」のため、初めから戸主継承候補から外されていたと考えられる。さらに、姓名の下の注記を見ると「久漏」とある。「久漏」は、戸令 7 目盲条に規定された残疾・廢疾・篤疾の三段階の疾病のうち、残疾に入る病種の一つである。したがって荒海は、疾病が原因で戸主の任に堪えないと判断され、荒海の次に年長である「同党」古麻呂 48 歳が戸主とされたとも考えられる。ただし、疾病を負えばただちに戸主の任から外されるわけではなく、半布里戸籍では戸番 22 の縣主族安多 65 歳と戸番 25 の神人波手 56 歳は廢疾に入る「一枝廢」（手足の一本が不具）の状態ですぐれも戸主に任用されている。その点から、疾病に

表6 縣主荒海の戸

戸番	no.	戸の等級	親族呼称	姓 名		性別	年齢	年齢区分	注記	世代区分
51	1	中政戸	戸主	縣主	古麻呂	男	48	正丁		戸主同世代
51	2	中政戸	嫡子		音速	男	25	正丁		戸主子世代
51	3	中政戸	次		小速	男	14	小子		戸主子世代
51	4	中政戸	次		麻佐理	男	14	小子		戸主子世代
51	5	中政戸	次		小屋	男	13	小子		戸主子世代
51	6	中政戸	次		比里	男	11	小子		戸主子世代
51	7	中政戸	次		小廣	男	4	小子		戸主子世代
51	8	中政戸	次		小益	男	3	緑児		戸主子世代
51	9	中政戸	同党	縣主	荒海	男	59	残疾	久漏	戸主同世代
51	10	中政戸	嫡子		黒麻呂	男	25	兵士		戸主子世代
51	11	中政戸	次		小志比	男	14	小子		戸主子世代
51	12	中政戸	妻	縣主族	与屋賣	女	42	正女		戸主同世代
51	13	中政戸	児		吉嶋賣	女	22	正女		戸主子世代
51	14	中政戸	次		小嶋賣	女	19	少女		戸主子世代
51	15	中政戸	次		若古賣	女	17	少女		戸主子世代
51	16	中政戸	荒海妻	秦人	波伎自賣	女	44	正女		戸主同世代
51	17	中政戸	児		虫手賣	女	32	正女		戸主子世代
51	18	中政戸	児	土江君	和加賣	女	1	緑女		戸主孫世代

よる戸主任用の是非の判断は、疾病の有無自体ではなく、その病態によると考えられる。戸令目盲条集解古記によれば、「久漏」は「身体腐穿。膿出不休」状態を指し、また古記所引一云では「尻陰出不休」とあり、「膿癭を生じる病」⁽²³⁾を指していた。「膿出不休」とあるように、「久漏」は外見上の病態から戸主の任にふさわしくないと判断された可能性があるだろう⁽²⁴⁾。したがって、当該例は女系の有姓「同党」であるために戸主継承権を持たず、また「久漏」という病態が忌避され、戸内最年長者が戸主に任用されなかったケースと考えられる。

三 「同党」縣造加比 54 歳の事例

縣造加比 54 歳（戸番 9-4）は戸内で最年長の男性であるが戸主とならず、戸主にはその「同党」に当たる縣造吉事 28 歳（戸番 9-1）が任用された（表 7）。この戸に所属する男性は加比を除いて全員が 40 歳以下で、戸主の同世代傍系親族は「弟」と「同党」が存在するが、41 歳以上は縣造加比 54 歳だけである。したがって編戸の年齢原理に従えば、本来、縣造加比が戸主に任用されるべきであるが、縣造吉事 28 歳が戸主となっているのはなぜであろうか。結論を先に述べれば、当該戸のケースは、縣造吉事の身分的な特殊性が戸主任用と深く関わっていると考えられる。

縣造吉事の戸は、戸口数 44 人を数え里内で最大規模を誇り、しかも奴婢 13 人を抱える半布里随一の富裕戸であった。新川登龜男によれば、半布里の住人は姓によっておおよそ四つのランクに階層区分でき、最上層の第一階層は縣造姓、第二階層は縣主族姓・秦人姓、第三階層は神人姓・不破勝族姓、第四階層は部姓を持つ集団であるという⁽²⁵⁾。吉事の戸は、まさに里内の最上位の階層を示す縣造姓を有している。また、新川は名前の「吉事」について、王権に対して瑞祥物を含む「ヨゴト」の貢上・奏上の任を負う者の意味と理解している。

したがって、戸内最大規模の戸口数・奴婢所有、最有力階層の縣造姓の保持、王権との人格的結合という属性を備えた縣造吉事は、半布里を統括する首長一族であったと考えることができる。また、半布里内には、縣造姓を持つ戸主が他に戸番 10・戸主縣造荒嶋 26 歳、戸番 50・戸主縣造紫 30 歳があり、彼らも吉事と同族の首長一族と推察される。そして、これら縣造姓を持つ首長身分の戸主は、いずれも 40 歳以下の若年である点が大きな特徴となっている。上述のとおり、長老戸主の再生産を可能にする条件は、傍系優先の世代内的継承という戸主の地位継承システムにあった。この点を踏まえば、縣造一族に若年戸主が多いのは、首長層において先行的に直系継承が始まり、その結果、戸主の若返りが進んでいたことを示していると考えられる。

義江明子⁽²⁶⁾は、氏の財産継承法である大宝戸令応分条に宅・家人・奴婢の「嫡子」による相続が規定され、その適用対象として畿内の氏とともに郡司層を含む首長層の氏結合が想定されていたと主張している。義江が述べる

表7 縣造吉事の戸

戸番	no.	戸の等級	親族呼称	姓(復元)名	性別	年齢	年齢区分	注記	世代区分
9	1	上政戸	戸主	縣造 吉事	男	28	正丁		戸主同世代
9	2	上政戸	嫡子		男	1	緑児		戸主子世代
9	3	上政戸	弟		男	10	小子		戸主同世代
9	4	上政戸	同党		男	54	正丁		戸主同世代
9	5	上政戸	嫡子		男	28	兵士	歩粹取	戸主子世代
9	6	上政戸	次		男	17	少丁		戸主子世代
9	7	上政戸	知依子		男	3	緑児		戸主孫世代
9	8	上政戸	同党		男	25	正丁		戸主同世代
9	9	上政戸	次		男	22	正丁		戸主同世代
9	10	上政戸	甥		男	9	小子		戸主子世代
9	11	上政戸	次		男	8	小子		戸主子世代
9	12	上政戸	寄人	石上部	加多弥	男	21	小子	寄人同世代
9	13	上政戸	母	縣造	奈尔毛賣	女	51	正女	戸主親世代
9	14	上政戸	児		小都牟自賣	女	20	少女	戸主同世代
9	15	上政戸	次		足結賣	女	16	小女	戸主同世代
9	16	上政戸	妻	牟下津造	川嶋賣	女	29	正女	戸主同世代
9	17	上政戸	児		秋遲賣	女	6	小女	戸主子世代
9	18	上政戸	妹		嶋賣	女	24	正女	戸主同世代
9	19	上政戸	次		多知波奈賣	女	22	正女	戸主同世代
9	20	上政戸	加比妻	縣造	古賣	女	52	正女	戸主同世代
9	21	上政戸	児		目知賣	女	33	正女	戸主子世代
9	22	上政戸	次		小目知賣	女	30	正女	戸主子世代
9	23	上政戸	次		大古賣	女	15	小女	戸主子世代
9	24	上政戸	小目知賣児		嶋乃古屋賣	女	8	小女	戸主孫世代
9	25	上政戸	廣川妹		廣賣	女	6	小女	戸主子世代
9	26	上政戸	加比姪		加比賣	女	42	正女	戸主子世代
9	27	上政戸	次		古刀自賣	女	31	正女	戸主子世代
9	28	上政戸	次		古賣	女	19	少女	戸主子世代
9	29	上政戸	加多弥妹		棕手賣	女	35	正女	寄人同世代
9	30	上政戸	次		奈見賣	女	24	正女	寄人同世代
9	31	上政戸	児	縣主族	東人賣	女	2	緑女	寄人子世代
9	32	上政戸	母奈尔毛賣奴		肥	男	12	小奴	奴
9	33	上政戸	奴		廣	男	9	小奴	奴
9	34	上政戸	奴		古安	男	26	正奴	奴
9	35	上政戸	奴		弥乃	男	17	少奴	奴
9	36	上政戸	奴		小弥乃	男	13	小奴	奴
9	37	上政戸	奴		廣嶋	男	12	小奴	奴
9	38	上政戸	次		大麻呂	男	6	小奴	奴
9	39	上政戸	次		小禿	男	1	緑奴	奴
9	40	上政戸	婢		小弥奈賣	女	55	正婢	婢
9	41	上政戸	婢		宮賣	女	50	正婢	婢
9	42	上政戸	児		由伎賣	女	33	正婢	婢
9	43	上政戸	児		都賣	女	2	緑婢	婢
9	44	上政戸	宮賣児		部屋賣	女	26	正婢	婢

ように、八世紀段階の地域社会には、首長層の氏的結合における「嫡子」継承は未だ定着していない。しかし、大宝戸令応分条の「嫡子」相続規定の背景を勘案するならば、畿内に近い御野国の首長・縣造一族においては、宅・奴婢の相続に絡んで戸主の直系継承が始まっていた可能性が指摘できるのではないだろうか。

IV 戸主「兄」の検討

半布里戸籍には戸主「兄」が5例みられ、そのうち41歳以上は4例（表3 no.31～34）を占める。なぜ、年長の「兄」が戸主に任用されなかったのか。41歳以上の戸主「兄」の事例を個々に検討し、その理由について考えてみたい⁽²⁷⁾。

そもそも戸内最年長の男性を戸主に任用する編戸原則の中で、戸主「兄」はなぜ発生するのだろうか。この問題を考える上で、荒井秀規による「嫡子」の研究が注目される。荒井は戸籍において常に「妻」の長子が「嫡子」、「嫡子」の母が「妻」という関係が成り立つ事実を論証した。そして「妻」が死亡するとその長子は「嫡子」から外され、別の配偶者（「妾」）から生まれた長子が新たに「嫡子」となり、新たな「嫡子」の母が「妾」から「妻」の地位に移動するという編戸原則が存在すると指摘している⁽²⁸⁾。荒井の見解を踏まえ、戸主の世代内的継承原理を参照することにより、戸主「兄」がなぜ発生するのか、その要因を推察することができる。

半布里戸籍には「嫡子兄」が1例見いだせるが⁽²⁹⁾、荒井説によって考察すれば「嫡子兄」は「嫡子」の異母兄で、母が不在の者を指す呼称である。世代内的継承では40歳以下の若年戸主は戸の統括にふさわしい地位とみなされず、年長の「母」（元「妻」）をその後見人として同籍しなければならない。したがって、戸主世代に地位が移動する時、子世代男性がすべて40歳以下の若年である場合には、「母」のいる長子（「嫡子」）が戸主に選ばれることになるのである。一方、「母」が不在の「嫡子兄」は戸主に任用できず、戸主「兄」として付貫されることになる。以上が戸主「兄」の発生要因と考えられる。

そこで、半布里戸籍に見える41歳以上の戸主「兄」の実例を個別に検討し

てみたい。当該例4例のうち、2例は戸主縣主族牛麻呂53歳の戸（戸番6）に付貫された戸主「兄」で、縣主族安閑70歳と縣主族安都54歳の2人（表3no.31・32）である。まず戸主牛麻呂53歳と戸主「兄」安閑70歳の年齢差は17歳の開きがある一方、戸主牛麻呂53歳と戸主「兄」安都54歳の年齢差はわずか1歳である。この3人が同母兄弟であると仮定すると、母は安閑を生んだ16年後に安都を生み、その1年後に牛麻呂を生んだことになり、出生年次が不自然である。したがって、安閑・安都・牛麻呂は異母兄弟と考えられる。つまり、彼らが40歳以下の時に誰かひとりが戸主を継承することになるならば、またその時点で安閑・安都の母が不在であれば、母が生存する「嫡子」牛麻呂が戸主に選ばれることになるだろう。そして、戸主牛麻呂が生き続ける限り、戸主の終身任用制⁽³⁰⁾のため、たとえ安閑・安都が長老世代になっても彼らは戸主「兄」のままであり続けるのである。

以上の考察から、41歳以上の戸主「兄」と戸主の関係は、戸主が40歳以下で地位を継承した時点における母の有無によって成立したものであることがわかる。しかし、41歳以上の戸主「兄」がわずか4例であることから、戸主の死亡時に戸主「兄」が41歳以上であれば、「兄」が戸主の地位を引き継いだと考えられる。戸主「兄」は、世代内的継承によって解消されていくのである⁽³¹⁾。残る2例の戸主「兄」・秦人多比73歳（表3no.33）と秦人麻忍45歳（表3no.34）の事例も、おそらく同様のケースと推察される。

以上、戸主たり得る年齢条件を満たしているにもかかわらず、長老の戸口として位置づけられた男性が存在する事情について検討してみた。要点をまとめると、次の4点に整理できると思われる。

第一は、高齢・年長順の戸主任用にもとづく編戸が必然的に生み出した長老戸口の事例である。すなわち、編戸は原則として高齢・年長者から順に戸主を割り当て、その父系三等親内の卑属を戸口に編成する方法で為されるため、高齢の戸主が任用されると、41歳以上であっても戸主父系の子・孫・弟・甥・イトコであればその戸口とされてしまうのである。かくして発生した長老戸口のケースは、表3no.1～27までの27例存在している。

第二は、41歳以上の男性が戸主の女系「同党」（交叉イトコ）として付貫されたために、戸主の男系継承を原則とする編戸原理により戸主継承候補から

外された事例である。このケースは表 3 no.28 秦人所波・no.29 縣主荒海の 2 例が該当する。なお、この 2 例は、前者が兵士、後者が久漏という特殊な事情も戸主任用を避ける事由になったと考えられる。

第三は、戸主子世代における戸主の地位継承に際して、世代内的継承と戸主終身任用制が必然的に生み出す長老男性戸口の事例である。世代内的継承では、傍系親族が尽き 40 歳以下の戸主子世代に戸主の地位が継承される時は原則として「母」が同籍されなければならなかった。したがって、戸主子世代の異母兄弟のうち、「母」が不在で 40 歳以下の「兄」は戸主になることができない。さらに戸主の終身任用制により、戸主が生き続ける限り、戸主「兄」は 41 歳を超えても戸主「兄」のままであり続ける。こうした経緯から発生した 41 歳以上の戸主「兄」が表 3 no.31~34 のケースである。

第四は、首長層の戸に固有の地位継承と関わる事例である。すなわち、首長層では先行的に世代内的継承から直系継承への移行が始まり、父子の直系継承により若年の「嫡子」が地位を継承するため、戸主より年長の 41 歳以上の男性であっても戸主の傍系親族であれば戸主に任用されないという事態が発生する。表 3 no.30・戸主「同党」縣造加比 54 歳がこのケースに該当する。

以上の整理から、首長層という身分的事情（第四）による 1 例の例外を除けば、長老優先の年齢原理および世代内的継承原理に基づく戸主任用は半布里戸籍全体に貫徹していたと結論できるのである。

V 編戸シミュレーション—長老戸口・若年戸主の発生過程

表 8 は、半布里における 80 歳代という里内最高齢の戸主の戸についてその構成を示したものである。本節では、表 8 に見える 3 戸を例にとり、年齢原理・世代内的継承原理に基づく編戸がいかんにして長老戸口・若年戸主を生み出していくのか、前節までの考察を踏まえ、シミュレーションしてみたい。

最初の編戸プロセスは、半布里内最高齢の秦人古都 86 歳（戸番 20-1）を戸主に任用し、「嫡子」金弓 50 歳（戸番 20-2）など、古都の父系三等親内親族を戸口に編成する作業である。それが終了すると、次の年長男性である秦人部都弥 85 歳（戸番 29-1）を戸主とし、都弥の父系三等親内卑属として「嫡

表8 80歳以上の高齢戸主の戸(女性・奴婢を除く)

戸番	no.	戸の等級	親族呼称	姓(復元)	名	性別	年齢	年齢区分	注記	世代区分
20	1	中政戸	戸主	秦人	古都	男	86	耆老		戸主同世代
20	2	中政戸	嫡子		金弓	男	50	正丁		戸主子世代
20	3	中政戸	子		刀根	男	23	正丁		戸主孫世代
20	4	中政戸	孫		也里都	男	28	兵士		戸主孫世代
20	5	中政戸	子		赤麻呂	男	7	小子		戸主曾孫世代
20	6	中政戸	甥	秦人	布太麻呂	男	21	正丁		戸主孫世代
29	1	中政戸	戸主	秦人部	都弥	男	85	耆老		戸主同世代
29	2	中政戸	嫡子		馬手	男	58	正丁		戸主子世代
29	3	中政戸	次		小巳里	男	50	残疾	二耳聾	戸主子世代
29	4	中政戸	子		多比良	男	22	正丁		戸主孫世代
29	5	中政戸	次		東人	男	14	小子		戸主孫世代
29	6	中政戸	同党		堅牛	男	64	次丁		戸主同世代
29	7	中政戸	嫡子		大屋	男	35	兵士		戸主子世代
29	8	中政戸	次		意志比止	男	21	正丁		戸主子世代
30	1	中政戸	戸主	秦人	多麻	男	80	耆老		戸主同世代
30	2	中政戸	嫡子		小須	男	45	正丁		戸主子世代
30	3	中政戸	次		乃伎	男	41	正丁		戸主子世代
30	4	中政戸	次		小乃?伎	男	38	残疾	一目盲	戸主子世代
30	5	中政戸	次		阿麻留	男	37	兵士	弓中	戸主子世代
30	6	中政戸	小須子		麻屋	男	17	少丁		戸主孫世代
30	7	中政戸	次		得麻呂	男	15	小子		戸主孫世代
30	8	中政戸	次		大須弥	男	13	小子		戸主孫世代
30	9	中政戸	乃伎子		古麻屋	男	5	小子		戸主孫世代
30	10	中政戸	小乃伎子		忍人	男	1	緑児		戸主孫世代
30	11	中政戸	阿麻留子		久比麻呂	男	4	小子		戸主孫世代
30	12	中政戸	次		安麻呂	男	1	緑児		戸主孫世代
30	13	中政戸	孫	秦人	多都	男	22	正丁	大角吹	戸主孫世代

子」馬手 58 歳（戸番 29-2）、「次」小巴里 50 歳（戸番 29-3）、戸主「同党」（秦人部）堅牛 64 歳（戸番 29-6）などを戸口に編成してゆく。次に、秦人多麻 80 歳（戸番 30-1）を戸主とし、都弥の父系三等親内卑属として「嫡子」小須 45 歳（戸番 30-2）、「次」乃伎 41 歳（戸番 30-3）などを戸口に編成する。以上 3 戸の編戸が終了した時点で、41 歳以上の男性は戸主として 3 人、戸口として 6 人が編附されることになる。つまり、こうした最年長者から順番に行う年齢原理に基づく編戸作業を繰り返していくと、必然的に 41 歳以上の年長戸口が戸籍上に現れることになるのである。

次に若年戸主が生み出される編戸プロセスについて考える。令制編戸の初回である庚寅年籍（690 年）作成時において、大宝二年時同様、約 90 人に及ぶ 41 歳以上の年長男性が里内に存在するならば、約 50 戸の戸主をすべて 41 歳以上の長老世代で占めることはさして困難なことではないだろう。仮に戸口編成によって長老戸主が不足する事態が生じたならば、41 歳以上の戸口を戸主として「分析」することで、年長戸主が全戸を占めるように調整できると考えられるからである⁽³²⁾。

しかし、第二回目以後の編戸では、戸数が約 50 戸に固定され、戸の再編が戸主の死亡に伴う地位継承を軸に進められるため、親族構成によっては 40 歳以下の若年戸主が発生する可能性が出てくる。すでに指摘したとおり、戸主の地位継承は、戸内の戸主同世代父系傍系親族（「兄弟」・「同党」）が優先して継承し、傍系親族が尽きた時点で戸主子世代父系直系親族（「嫡子」・「甥」）が継承するという世代内的継承原理に基づいて行われていた。つまり、戸主の父系傍系親族が不在であれば、戸主子世代に戸主の地位が移行するという世代交代が起こり、その結果、40 歳以下の若年戸主が発生する可能性が生じるのである。傍系優先の世代内的継承原理が戸主の若返りを抑止する方向で機能するため、その発生は少数に限られているが、世代交代が避けられない以上、第二回目以後の編戸には 40 歳以下の若年戸主がほぼ必ず生み出されてしまう。つまり、半布里戸籍は庚寅年籍から数えて第三回目の編戸によって作成された戸籍であるため、9 人の若年戸主が世代内的継承によって必然的に発生したと類推できるのである。

VI 若年戸主の任用と女性尊属の同籍

8世紀以前には40歳以下は資質・能力が未熟な若年ととらえられており、若年戸主による戸の監督・統括は国家にとって対処しなければならない懸案であった。そこで若年戸主に「母」「姑」の親族呼称を持つ41歳以上の長老女性尊属を同籍し、若年戸主を後見させたと考えられる。この点については、すでに検討したとおりである⁽³³⁾。しかし、半布里戸籍にはかならずしも「母」を同籍しない若年戸主が散見する。同戸籍におけるこうした事例の検討は未だ十分ではないと思われるので、改めて40歳以下の若年戸主と女性尊属が同籍されるケースを調査し、上記の仮説を検証することにした。

表9に示した半布里における40歳以下の若年戸主の戸9例(戸番9・10・15・21・23・31・37・45・50)のうち、41歳以上の「母」を同籍する戸は、戸番9・10・15・23・45・50の6例である。一方、「母」を同籍しない戸は、

表9 40歳以下の戸主とその女性尊属

戸番	no.	戸の等級	親族呼称	姓(復元)	名	性別	年齢	年齢区分
9	1	上政戸	戸主	縣造	吉事	男	28	正丁
9	2	上政戸	母	縣造	奈尔毛賣	女	51	正女
10	1	中政戸	戸主	縣造	荒嶋	男	26	正丁
10	2	中政戸	母	大伴部首	姉賣	女	47	正女
15	1	上政戸	戸主	縣主族	与津	男	39	正丁
15	2	上政戸	母	穂積部	意閑賣	女	72	耆女
21	1	下政戸	戸主	秦人	身麻呂	男	32	兵士
23	1	中政戸	戸主	穂積部	安倍	男	34	正丁
23	2	中政戸	母	縣主族	古与賣	女	62	次女
31	1	中政戸	戸主	秦人	久比	男	30	正丁
31	2	中政戸	同党		椋人	男	37	正丁
31	3	中政戸	椋人妹		大相賣	女	42	正女
37	1	上政戸	戸主	秦人	石寸	男	40	正丁
45	1	中政戸	戸主	秦人	安麻呂	男	38	正丁
45	2	中政戸	母	秦人	久波賣	女	62	次女
50	1	中政戸	戸主	縣造	紫	男	30	正丁
50	2	中政戸	母	牟義君族	弓尔志賣	女	50	正女

戸番 21・31・37 の 3 例となっている。ここでは、例外事例である「母」を同籍しない 3 戸を検討する。

まず戸番 21 は、表 5 で戸の構成を示し検討した戸主・秦人身麻呂 32 歳の戸である。当該戸は戸主が兵士とされ、戸口が男女を問わず全員 40 歳以下という半布里戸籍中唯一の戸であった。したがって当該戸は、戸主父系三等親内親族の中に長老世代の者が一人もいないが、一定数の親族規模が確保できるために一戸に編成された特殊事例と考えられる。おそらく戸の監督・指導は、他戸の長老戸主に委ねられていたのではないだろうか。

次に、戸番 37・戸主秦人石寸 40 歳も「母」を同籍していない。しかし、戸主自身の年齢は 40 歳で、41 歳以上ではないが戸主の年齢条件を満たす長老と認識されていたととらえれば問題はない⁽³⁴⁾。

最後に、戸番 31・戸主秦人久比 30 歳の事例は、上記 2 例と異なり、「母」を同籍しない事由についての理解が難しい。しかし、久比は「母」を同籍しないが、戸主父系の「同党妹」（戸主の平行イトコ）大相賣 42 歳という長老世代の傍系親族を同籍している。今のところ断案ではないが、「母」「姑」という女性尊属が不在の若年戸主に対しては、年長の傍系親族女性である「姉妹」「同党妹」が同籍し戸主を後見したのではないだろうか。

以上の検討から、戸番 37 は例外事例とはいえ、また戸番 21・31 の 2 例についても、説明が可能であるように思われる。したがって、半布里戸籍において 40 歳以下の若年戸主は「母」の同籍を原則としていたとみることが許されるだろう。

おわりに

以上、半布里戸籍の分析を通して、戸主の任用と地位継承が八世紀初頭における編戸に貫徹していた年齢原理、およびそれと深く関わる世代内的継承原理に規定されていた事実を明らかにした。最後に本稿の分析結果を整理し、戸主の選定と編戸が具体的にいかなる方法で行われたのか、要点をまとめておきたい。なお、編戸は第一回目の編戸（庚寅年籍の作成）の場合と第二回目以後の編戸（戸の継承）の場合とでは異なる方法が採られたと考えられる

ので、それぞれを区別しつつ私見を提示する。

編戸は、里内の 41 歳以上の男性をセレクトし最高齢の者から年長順に戸主の地位を割り当て、次いで戸主の下に父系三等親内の直系・傍系親族を戸口として編附するという、長老世代を優先する年齢原理に基づいて実施された。初回の編戸（庚寅年籍）では、国家は里全体の戸主について全員 41 歳以上の長老世代からの任用を目指したと考えられるが、第二回目以後の編戸では、死亡・逃亡により不在となった戸主に限りその継承者を選び、それに対応する戸の再編が為されたと考えられる。また、第二回目以後の編戸における戸主の継承は、41 歳以上で最年長の戸主同世代父系傍系親族（「兄弟」・「同党」）を優先し、傍系親族が尽きた場合は戸主子世代父系直系親族（「嫡子」・「甥」）の中から年長者を選ぶという、世代内的継承原理に基づいて行われた。なお、戸主子世代で地位を継承する時は、世代の移行により 40 歳以下の若年戸主が生まれる可能性が高くなる。そこで、こうした事態が現実には発生した時には、長老世代の「母」がいる最年長の「嫡子」を戸主に任用し、「母」の後見の下で戸を統括させたのであった。

本稿は戸主と男性戸口の編戸原理を中心に議論したため、戸主「母」を除く女性および子どもの編戸原理については扱うことができなかった。それについては、本稿の姉妹編となる別稿⁽³⁵⁾を用意しているので、合わせて参照されたい。また、近年、さかんに議論されている寄人の問題⁽³⁶⁾も検討できなかった。寄人論は編戸原理を解明する上で不可欠のテーマといえるが、すでに紙幅も尽きたので、その検討は後考に委ね本稿を閉じることにしたい。

註

- (1) 戸籍・計帳の研究史整理については以下の文献を参照。南部昇「戸籍・計帳研究史概観一岸・平田理論いわゆる「歪拡大説」・「家族構成非再現説」の検討を中心に一」（同『日本古代戸籍の研究』吉川弘文館、1992 年）、杉本一樹「編戸制再検討のための覚書」（同『日本古代文書の研究』吉川弘文館、2001 年。初出は 1984 年）、義江明子『古代女性史への招待 <妹の力>を超えて』（吉川弘文館、2004 年）、関口裕子『古代家族・共同体論の研究史の検討』（同『日本古代家族史の研究』上、塙書房、2004 年）、明石一紀「編戸制研究の課題—学説批判」（同『編戸制と調庸制の基礎的考察一日・朝・中の比較研究』校倉書房、2011 年）。
- (2) 高群逸枝『招婿婚の研究』（講談社、1953 年）。

- (3) 関口裕子『日本古代家族史の研究』上・下（吉川弘文館、2004年）。
- (4) 吉田孝『律令国家と古代の社会』（岩波書店、1983年）。
- (5) 父系擬制説の概念と研究史整理については、義江明子前掲註（1）著書参照。
- (6) 今津勝紀『日本古代の税制と社会』（塙書房、2012年）、同「古代の家族と女性」（『岩波講座日本歴史』第4巻・古代4、2015年）。
- (7) 田中禎昭『日本古代の年齢集団と地域社会』（吉川弘文館、2015年）。
- (8) 田中禎昭「古代戸籍における戸主の地位継承—大嶋郷戸籍と半布里戸籍の比較から—」（『すみだ郷土文化資料館研究紀要』3、2017年）。
- (9) 田中禎昭「籍帳に見る古代の子ども—半布里戸籍における片籍の分析—」（『総合女性史研究』36、2019年）。
- (10) 八世紀以前の日本では40歳代以上を老人とみなし、30歳代以前は未熟な若年とみなす観念があった事実が知られている（服藤早苗『平安朝に老いを学ぶ』朝日選書、2001年、仁藤敦史『女帝の世紀 皇位継承と政争』角川選書、2006年、田中禎昭前掲註（7）著書）。そこで以下、41歳以上を長老、40歳以下を若年と呼称する。
- (11) 田中禎昭「編戸形態にみる年齢秩序—半布里戸籍と大嶋郷戸籍の比較から—」（『専修人文論集』99、2016年）、同前掲註（8）論文。
- (12) 今江広道「戸籍より見た大宝前後の継嗣法—特に庶人の嫡子について」（『書陵部紀要』5、1955年）、井上辰雄「戸令応分条の成立」（坂本太郎選暦記念会編『日本古代史論集』下、吉川弘文館、1962年）、水口幹記「戸主の地位の継承」（新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版、2003年）。
- (13) 南部昇『日本古代戸籍の研究』（吉川弘文館、1992年）、飛内悠介「古代戸籍にみえる戸主—その地位の継承と「編戸」の原理—」（『道歴研年報』8、2008年）。
- (14) 杉本一樹前掲註（1）著書556～560頁。ただし杉本は「同党」は父方だけでなく母方も含み、「戸の編成原理の一つの特徴として、個人間の結合をそれだけで支えられる親族関係はせいぜいイトコの範囲止まりであるが、他方、戸主のイトコの（また別の）イトコの同籍に見られるように、横への広がりには許容する性格を持っていた」と指摘している。したがって厳密に言えば、戸は、父系三等親を原則にしつつ、「同党」に関しては交叉イトコを含み、イトコ以上の親族を含む可能性も排除されていないとみるべきであろう。筆者は戸主の地位継承候補者は父系の「同党」に限られていたと考えているが、「同党」の問題については別の機会に論じた。
- (15) 田中禎昭「古代戸籍と年齢原理—編戸の統計学的検討—」（前掲註（7）著書第I部第三章）。
- (16) 大平聡「日本古代王権継承試論」（『歴史評論』429、1986年）、仁藤敦史前掲註（10）著書、義江明子『日本古代女帝論』（塙書房、2017年）。
- (17) 耆老は、戸令三歳以下条に規定された66歳以上を指す年齢層の呼称である。
- (18) 御野国戸籍に見える「甥」は、姓の記載がないものが父の兄弟の息子、姓の記載

- のあるものが父の姉妹の息子と考えられている（布村一夫「正倉院籍帳」における親族名称『正倉院籍帳の研究』刀水書房、1994年。初出は1957年）。当該事例3例は、すべて無姓の「甥」であるので戸主の兄弟の息子である。なお、父系中心の戸籍に父の姉妹の息子が有姓の「甥」として付貫されているのは、「甥」の母が他戸の夫の「妻」として付貫される以前に死亡したためであると考えている（田中前掲註（9）論文参照）。
- (19) 杉本一樹前掲註（14）参照。
- (20) ただし父系編成中心の戸籍に、なぜ女系の「同党」が付貫されているのか、という疑問が残る。かかる現象については、註（18）の論点とも関わるが、「同党」の母が「妻」の地位を得て子どもである所波とともに夫の戸に移貫する（こうした事例の持つ意味は田中前掲註（9）論文参照）以前に死亡し、母の死亡後も所波がそのまま安麻呂の戸に残留したことによって生じたと推察している。
- (21) ただし大宝二年御野国味蜂間郡春部里戸籍・同年御野国本簀郡栗栖太里戸籍などには戸主が兵士となっている事例があり、それは一般的な編戸原則とは言えない。ここで指摘しているのは、あくまでも半布里戸籍における原則である。
- (22) 田中前掲註（9）・（15）論文。
- (23) 新村拓『死と病と看護の社会史』（法政大学出版局、1989年）76頁。
- (24) 新川登亀男は、8世紀に疾病による「身体の異変」を「罪」とみる認識があり「嫡子」の選抜などに反映したと指摘している（同『日本古代文化の構想』名著刊行会、1994年）。半布里戸籍における当該事例も、新川の指摘と適合するケースではないだろうか。
- (25) 新川登亀男「戸の成り立ちと九等戸制」（新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版、2003年）。
- (26) 義江明子「日本令の嫡子について―戸令応分条の再検討のために―」（同『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、1986年。初出は1980年）。
- (27) 戸主「兄」については研究史批判を含め、田中前掲註（8）論文で論じているので、合わせて参照されたい。
- (28) 荒井秀規「大宝・養老期の戸籍に見る嫡子と妾子」（吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、2014年）。
- (29) 戸番24・戸主神人牧夫63歳の戸に付貫されている「嫡子兄」久比31歳。
- (30) 三浦周行『隠居制度論』（同『法制史の研究』岩波書店、1924年）。
- (31) 飛内悠介（前掲註（13）論文）は「戸主の兄」というものが原則として存在し得ないものだった」と述べているが、本稿の考察結果と一致し、妥当な見解と考える。
- (32) 長老世代の戸口を解消し戸主に任用するために「分析」が行われた可能性があるケースとして、養老五年大嶋郷戸籍がある。大嶋郷戸籍では房戸の分割により戸主の枠が増えたため、長老戸口が「分析」され新たに房戸主として任用され、その結果、半布里戸籍に比べ同戸籍では41歳以上の長老戸口が極端に減少している

(田中前掲註 (11) 論文参照)。

- (33) 田中前掲註 (7) 著書、同前掲註 (11) 論文。
- (34) 40 歳・41 歳の年齢区分は、筆者が行っている統計的整理に必要な 1 歳区分の数値化にすぎず、古代社会における世代区分は、約 40 歳という緩やかな境界年齢を基準にしたものであったと考えている。
- (35) 田中前掲註 (9) 論文。
- (36) 近年の寄人(寄口)論については、本庄総子「大宝二年戸籍と寄口—造籍原理とその転換—」(『史林』第 98 卷 6 号、2015 年)、里舘翔大「養老五年戸籍にみえる寄口の性格と編成要因の考察」(『日本古代学』第 9 号、2017 年)を参照。